

シモハナ物流㈱ 安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 安全管理組織等
- 第3章 輸送の安全確保についての基本方針等
- 第4章 輸送の安全確保の為の実施事項
- 第5章 内部監査・業務の改善に関する事項
- 第6章 報告連絡等

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下、「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下、「法」という。）第15条及び第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(人命の尊重)

第3条 社員は、「人命の尊重を最優先し、常に安全の達成に努めます」という企業姿勢を実践し、輸送の安全確保に努めること。

第2章 安全管理組織等

(社長等の責務)

第4条 社長は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

2 社長は輸送の安全を確保する為、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重すること。
- (3) 輸送の安全を確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行うこと。

(社内組織)

第5条 輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行うために、次に掲げる者を選任するとともに、別表に掲げる安全衛生環境整備委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 副安全統括管理者

- (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
- 2 委員会の委員長、副委員長は社長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、委員（以下、「所長」という。）を統括し、指導監督を行う。
 - 3 所長は、委員長、副委員長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、事業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める委員会組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第6条 貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 営業所統括安全衛生管理者は、営業所長をもってあてる。
- 3 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第7条 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- 1 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 2 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 3 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 4 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 5 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査（以下「現場巡回指導点検」という。）を行い、社長に報告するとともに、改善のための必要な措置を講じること。
- 6 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 7 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 8 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- 9 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(営業所統括安全衛生管理者の責務)

第8条 営業所統括安全衛生管理者(以下、「営業所長」という。)は、安全統括管理者の命を受け、営業所の輸送の安全の確保に関し前条に掲げる責務を有する。

第3章 輸送の安全確保についての基本方針等

(輸送の安全に関する基本方針等)

第9条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(運行管理規程)

第10条 輸送の安全確保及び運行管理に関する事項については、運行管理規程に定める。

(重点施策の策定)

第11条 第9条の基本方針に基づく、実施すべき重点施策、達成目標、実施計画及び実施に必要な予算案等は、組織規程に定める責任部署において協議の上策定し、安全統括管理者に報告の上、社長の承認を得る。

第4章 輸送の安全確保の為の実施事項

(重点施策の実施)

第12条 社員は前条に基づき策定された重点施策を着実に実施し、目標達成に向け誠実に努力する。

(社内体制の確立)

第13条 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- 2 当社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(協力会社等の安全管理)

第14条 協力会社等の輸送の安全管理は、協力会社等の輸送の安全の向上に資するよう運行管理規程に則り適性に行う。

(情報の共有及び伝達)

第 15 条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(共用及び研修)

第 16 条 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、安全統括管理者の承認を得た上で着実に実施する。

第 5 章 内部監査・業務の改善に関する事項

(輸送の安全に関する内部監査)

第 17 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検確認するため、少なくとも 3 ヶ月に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する現場巡回指導点検を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する現場巡回指導点検を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の現場巡回指導点検が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

3 監査部は、半期に 1 回営業所の内部監査をする。

(改善指示)

第 18 条 社長は、事故、災害等に関する報告又は前条の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、安全統括管理者に対し改善のための必要な措置を講じることを指示することが出来る。

2 前項に掲げる場合以外でも社長は自らが是正措置又は予防措置を講じることが出来る。なお、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(社長・安全統括管理者に対する内部監査)

第 19 条 安全管理体制の見直し、継続的改善を行うため社長・安全統括管理者に対し社員代表数名を選し毎年 1 回マネジメントレビューを実施する。

第6章 報告連絡等

(事故、災害等の報告)

第20条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 3 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等が発生した場合は、交通事故処理規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(情報の公開)

第21条 輸送の安全に関する情報は、ホームページの掲載により外部に公表するものとする。

- 2 事故発生後における再発防止策等、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、前項に準じ速やかに外部に公表するものとする。

(記録の管理等)

第22条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正処置又は予防措置を記録し保存する。

- 2 前項の記録及び保存の方法は別に定める。

(規程の見直し)

第23条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に必要な見直しを行う。

附則

制定	平成18年10月1日
改正	平成25年7月1日
改正	平成29年6月1日
改正	令和2年6月1日